

地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。
 なお、下記事業所については、介護保険法第70条の2に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」として、前回会議(平成30年5月23日)開催後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
平成30年4月1日	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	グループホームささえ愛なかよし家	ささえあいコミュニティ 生活協同組合新潟	秋葉区中沢町8番28号	9人
平成30年5月1日	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	なじみの家きなせや寺山	社会福祉法人常陽会	東区寺山3丁目31番16号	29人
平成30年7月1日	地域密着型通所介護	愛幸堂たかりハステーション物見山店	株式会社愛幸堂	東区物見山3丁目2番8号	10人
平成30年7月1日	地域密着型通所介護	GENKINEXT新潟東	株式会社介護NEXT	東区河渡1丁目1番35号	14人